

群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例

平成 21 年 2 月 13 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算(以下「特別会計歳入歳出予算」という。)で定める額とする。

(歳計剰余金の編入)

第 3 条 後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。この場合において、基金に編入する額は広域連合長が定める。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 法第56条に規定する後期高齢者医療給付のための財源に充てる場合
- (2) 法第116条第4項の規定による財政安定化基金拠出金及び法第117条第3項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の納付のための財源に充てる場合
- (3) 法第116条第1項第2号に規定する事業により財政安定化基金からの借入金を繰り上げて償還するための財源に充てる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認めた後期高齢者医療制度

の経費の財源に充てる場合
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。